

令和3年度地区懇談会（幌別西、青葉地区）会議次第

令和3年10月11日（月） 18時00分～ 市民会館 中ホール

1. 開会

2. 市民憲章唱和 裏表紙に掲載

3. 地区連合町内会長あいさつ

- ・ 幌別西地区連合町内会
- ・ 青葉地区連合町内会

4. 市からの情報提供事項

説 明

- ・ 老人憩の家等の利用再開とコミュニティ施設への再編について 市民生活部
- ・ 衆議院議員総選挙の「お知らせ」と「お願い」 選挙管理委員会
- ・ 新型コロナワクチン接種の進捗状況について 保健福祉部
- ・ 消防本部新庁舎建設の進捗状況について 消防本部

(資料1) 将来における小中学校のグランドデザイン

(全体構想) を策定しました..... 1 ページ 教育委員会

(資料2) マイナンバーカードをつくりませんか..... 3 ページ

(資料3) 令和1 2年度以降のごみ処理施設の検討について..... 4 ページ

(資料4) のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業..... 5 ページ

(資料5) 除雪作業にご理解とご協力を..... 6 ページ

(資料6) 道路の異常をお知らせください..... 7 ページ 都市整備部

(資料7) 消毒用アルコールの安全な取扱について..... 9 ページ

5. 市役所本庁舎の建設位置について..... 10 ページ

6. 地域の共通課題についての懇談

7. 市長あいさつ

8. 閉会（19時00分）

将来における小中学校のグランドデザイン (全体構想) を策定しました

登別市教育委員会では、平成26年5月に、「登別市学校適正配置基本方針」を策定し、児童・生徒の減少により学校の小規模化が進む地区で、保護者や地域住民の皆様と意見交換会を開催するなどしてきました。

しかし、市内の児童・生徒数は予想を上回る速さで減少しており、市内の複数の小中学校では小規模化による課題が表面化しつつあります。

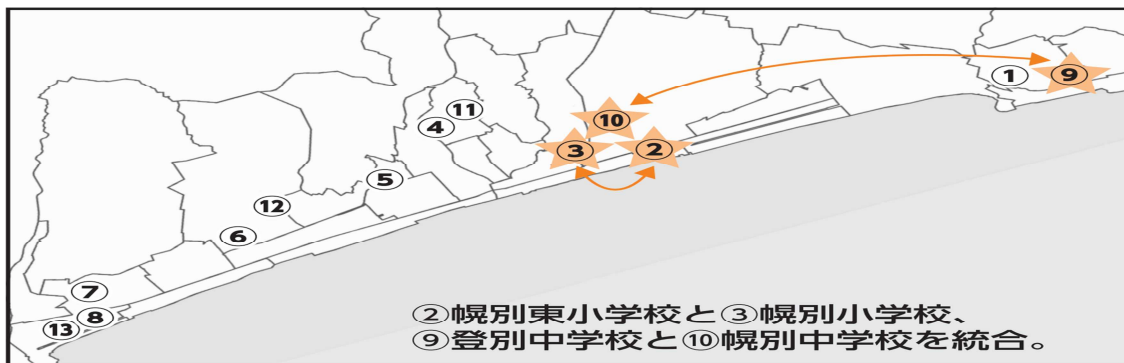
このため、登別市教育委員会では、本年度より、それら学校を対象に、必要な学校規模を確保するため具体的取組を行うこととし、まずは取組を行うにあたり、「登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針」を策定して、今後35年間における小中学校のグランドデザイン(全体構想)を取りまとめました。

グランドデザインでは、今後35年を第1期(令和3年度～令和7年度)、第2期(令和8年度～令和17年度)、第3期(令和18年度～令和37年度)に分け、各期間における児童・生徒数の推計に基づき、それぞれの時期の学校配置の姿を示しております。



●第1期（令和3年度～令和7年度）

児童・生徒数は、2,924人から2,635人に減少するものと見込んでおり、現在13校の市内の小・中学校は、第1期中に11校にすることを想定しています。



小学校7校、中学校4校、計11校

●第2期（令和8年度～17年度）

児童・生徒数は、2,573人から1,965人に減少するものと見込んでおり、市内の小・中学校は、第2期中に7校にすることを想定しています。



小学校4校、中学校3校、計7校

●第3期（令和18年度～37年度）

児童・生徒数は、1,960人から1,308人に減少するものと見込んでおり、市内の小・中学校は、第3期中に6校にすることを想定しています。



小学校4校、中学校2校、計6校

今回、お示したランドデザインは現時点の想定であり、実際にどのように学校規模を適正にしていくかは、保護者や地域の皆様と議論を重ねて決めていきます。

まずは、第1期で隣接校との統合を想定した幌別東小学校と登別中学校で具体的な話し合いを始める予定です。

問い合わせ 教育委員会総務グループ (TEL88-1100)

公的な身分証明書として使えます！

マイナンバーカードをつくりませんか



市では、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストア等で休日や夜間でも住民票等の各種証明書の交付を受けられるサービスを行っています。

また、健康保険証としての機能が追加されるなど利便性が高まりますので、この機会に是非マイナンバーカードの申請をご検討ください（マイナンバーカードは、申請から交付まで1カ月半程度かかります）。

●マイナンバーカード申請に必要なもの

1 本人確認書類（次のどれかの組合せ）

- ・健康保険証と介護保険証
- ・健康保険証と年金手帳
- ・健康保険証と預金通帳



※運転免許証をお持ちの方はそれだけでOK！

※上記以外の本人確認書類についてはお問い合わせください。

2 マイナンバーの通知カード

平成27年10月以降に簡易書留で送付した緑色のカードです。

3 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

●手続きできる場所

市役所市民サービスグループ、鷺別支所、登別支所

●注意事項

- ・写真は申請時に撮影（無料）します。
- ※マスクやサングラス、帽子等の着用は認められません。
- ・一人につき20分程度の時間を要します。

マイナンバーカードの出張申請受付も行っています

少人数で集まるサークル活動やサロン活動、町内会の各種会合等に職員が出張し、マイナンバーカードの出張申請受付を行います。

※個人宅へのお出張受け付けは行っていません。

※詳しくは、市民サービスグループへお問い合わせください。

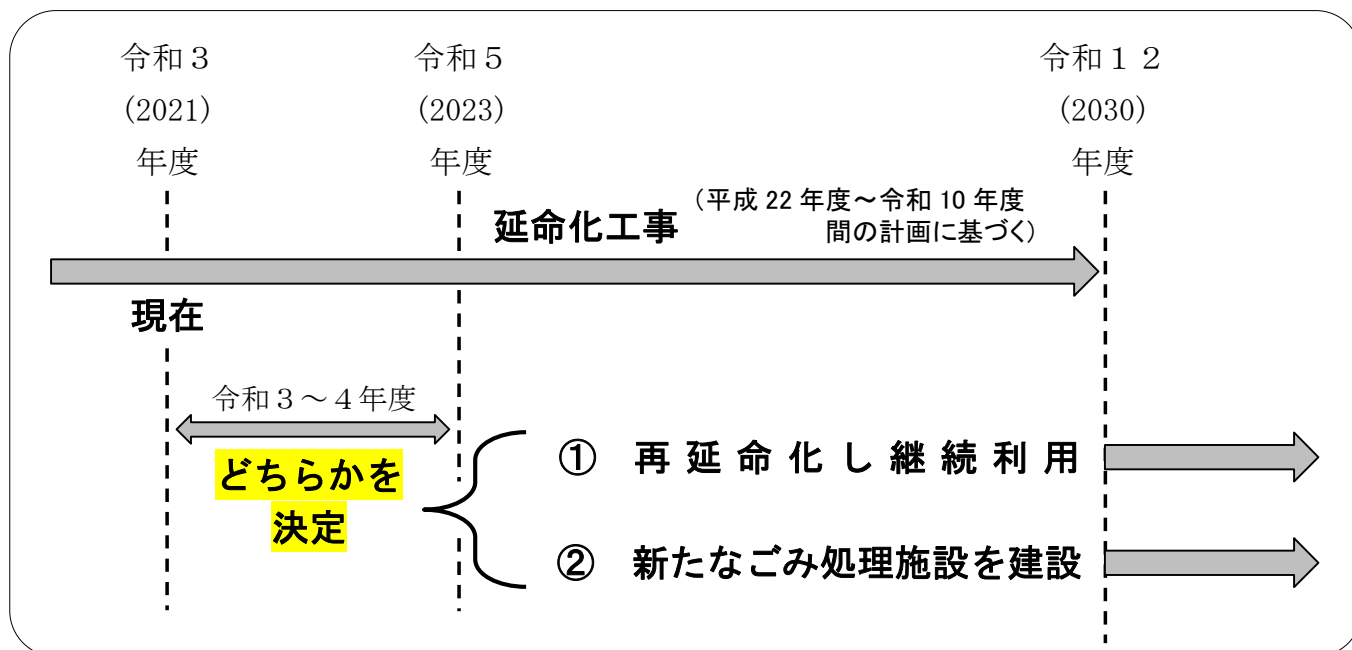
問い合わせ先 登別市役所市民サービスグループ 85-1855
鷺別支所 86-6111 登別支所 83-1131



令和12年度以降のごみ処理施設の検討について



クリンクルセンターの令和12（2030）年度以降の在り方については、施設の改修費や運営管理費など、様々な条件を整理した上で「さらなる延命化」か、「新たにごみ処理施設を建設する」か、白老町とも連携を図りながら、どちらが良いかを総合的に検討していきます。



【① 再延命化し継続利用】

- 焼却炉などのプラント設備や、建屋などの建築設備の劣化状況を調査した上で、健全度を評価し、再延命化対策工事のスケジュールや概算工事費を算出します。

【② 新たにごみ処理施設を建設】

- 新たな分別の導入や将来のごみ処理量の推定から、ごみ処理施設の規模を検討します。
- 焼却処理施設や破砕処理施設、リサイクル処理施設などの処理方式を検討します。
- **建設候補地**を検討します。

[選定条件]

- ・用地の面積やコスト等
- ・電気、ガス、水道等のインフラ整備
- ・自然環境、生活環境への影響
- ・地盤、傾斜地、津波などの自然災害に対する強靱性
- ・収集運搬の効率性 など

ごみ処理施設の在り方は、上記の①や②の検討とともに、市全体の施設整備や財政などの要素も考慮する必要があり、市民生活に大きく関わる問題ですので、皆さんにご意見を伺う機会を設け、議論を重ねながら、令和4年度中に市の方針を決定する予定です。

問い合わせ 環境対策グループ (TEL 85-2958)

みんなで作ろう ごみのないきれいなまち

～のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業～

資料4

市では、市民のみなさん（2名以上のグループ）に、身近にある道路や公園・広場、河川の里親になっていただき、ボランティアで清掃や草刈・花壇づくりなどを行うアダプトプログラム『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』を実施しております。

事業の流れ

担当者事前協議

里親届出

合意書締結

清掃用具提供

活動開始

年間活動報告

①里親を募集しています

きれいなまちづくりの第1歩は、私たちのまちを私たちの手できれいにするところから始まります。まちをきれいにし、心も体もフレッシュに！！を合言葉として『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』に参加する里親を募集しています。

アダプト (adapt)

英語で【～を養子にする】の意味で、公園や道路などの公共施設を子どもに見立て、市民や企業などが里親となり、わが子を育てるように世話（清掃・美化）をすることから命名されました。

②里親になるには

清掃・美化活動をしようと思う道路・公園・広場・河川について、市の窓口（土木・公園グループ）にご相談ください。

※2名以上のグループ（家族、町内会等、学校、商店、企業、各種団体）とします。

③お申し込み・お問い合わせは

都市整備部 土木・公園グループ 管理担当
TEL 0143-84-5751 FAX 0143-85-8286
E-mail : kanri@city.noboribetsu.lg.jp

「イメージキャラクター」





❗ 間口の雪処理にご協力ください。



当市の除雪は主に押し込みやかき分けによる方法で行っているため、道路を除雪した後、どうしても玄関先や車庫前に雪が残ってしまいます。この雪については、市民の皆様のご協力により、道路脇や敷地内での処理をお願いします。

❗ 道路に物を置かないでください。



車庫前の乗り入れ台や看板用のブロック等は除雪の支障となるばかりでなく、事故の原因にもなりますので、道路には絶対に置かないでください。

❗ 道路に雪を出さないでください。



除雪中や除雪後、道路脇にたまった雪や宅地内の雪を道路に出すことは除雪作業の妨げとなるだけでなく、デコボコ道をつくり、交通事故や道路障害を招く原因となります。宅地内の雪などは敷地内で処理するか、雪捨て場に運んでください。

❗ 除雪車に近づかないでください。



作業中の除雪車に近づくことは大変危険な行為です。特に、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭は注意してください。

❗ 路上駐車はしないでください。



除雪の際に、路上に駐車車両があると、その道路の除雪を中断せざるを得ない場合があります。また、交通事故の原因となることもありますので、地域でお互いに注意しあい、路上駐車をなくしましょう。

除雪に関する
問い合わせ先

登別市 都市整備部 土木・公園グループ TEL.(0143)85-3260 (直通)
※土・日・祝日、夜間、年末年始 TEL.0143-85-2111 (代表)

道路の異常をお知らせください（お願い）



市は、歩行者やドライバーの皆様が安全に通行できるよう、定期的に道路パトロールを行っていますが、市内の市道実延長は約296kmあり、パトロールだけでは早急な発見、対応ができない状況です。

市民の皆様にご協力いただき道路の異常を早期発見し迅速な修繕対応をしていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

道路異常の例

（道路の穴、排水施設の破損、照明不点灯など）



道路の穴



側溝のふた破損



照明不点灯



連絡先 登別市 都市整備部 土木・公園グループ
（施設維持担当）電話：0143-85-3260

連絡フォーム
QRコード



スマホなどからも
連絡できます。

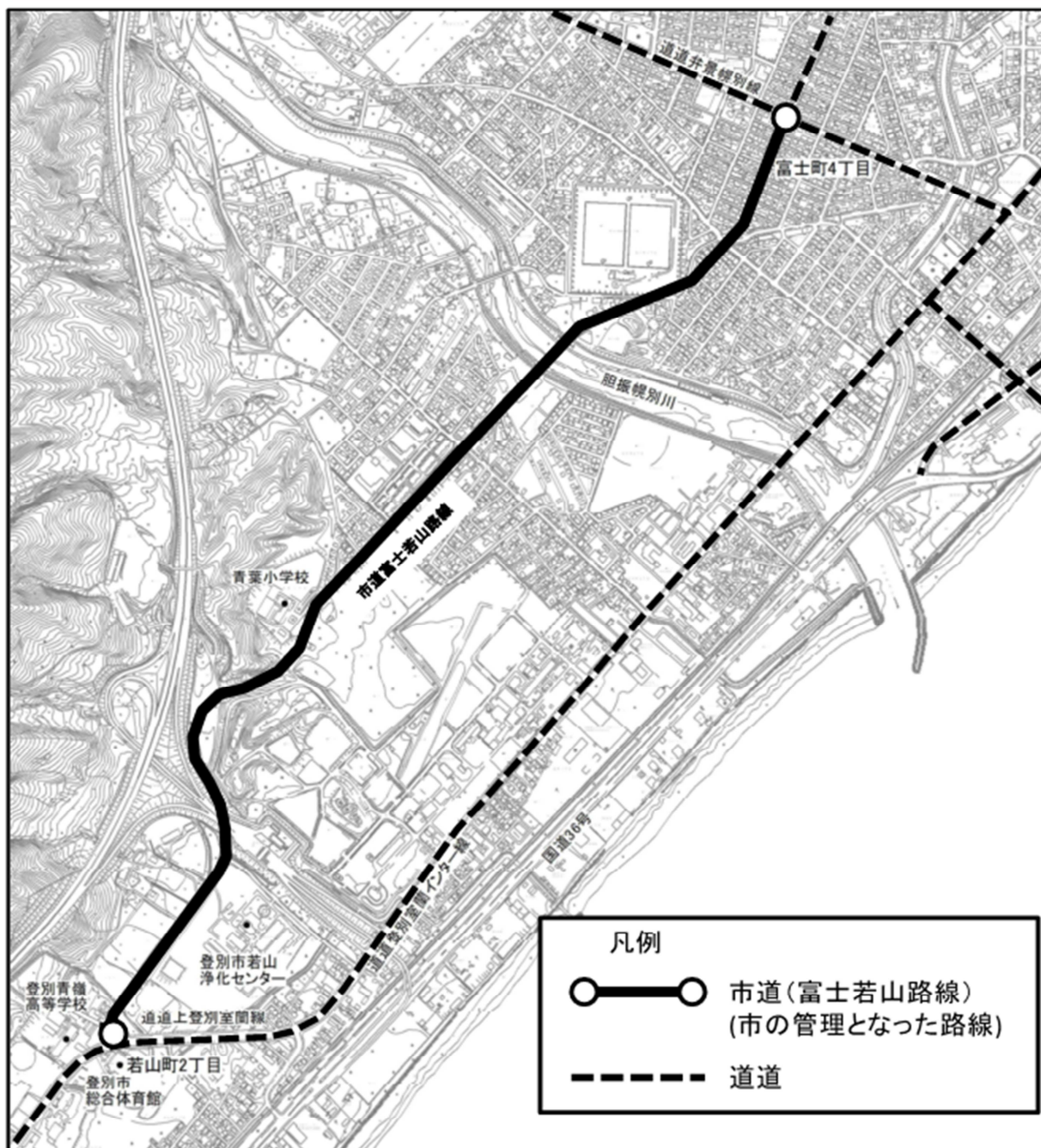
道路管理者が替わりました(道道から市道へ)



早川歯科前交差点（富士町）から登別市総合体育館前交差点（若山町）までの道路が、北海道の管理から登別市の管理へ替わりました。

今後も、適正な維持・管理に努めます。

道道上登別室蘭線 → 市道富士若山路線



問い合わせ先 登別市 都市整備部 土木・公園グループ
電話：0143-85-3260

消防本部からのお知らせ

消毒用アルコールの安全な取扱について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

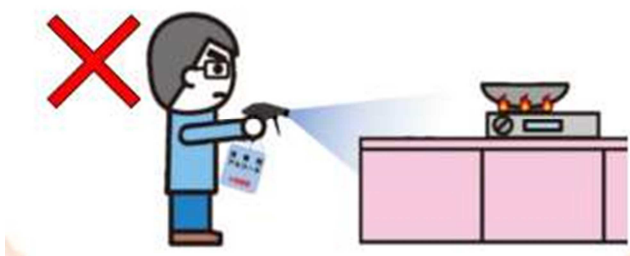
アルコールは危険物ですので、次のことに注意して使用するようにしましょう。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところに溜まりやすい。

火災予防上の一般的な注意事項

★消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



★消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ等に注意しましょう。

また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。

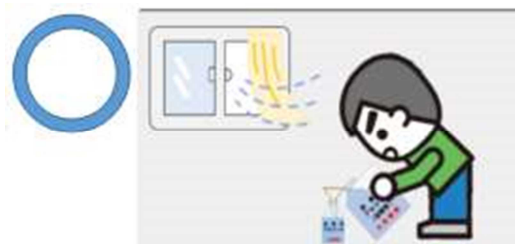


★容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けましょう。



★密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさげましょう。

室内の消毒時は換気をしましょう。



お問い合わせは、消防本部総務グループ
Tel 85-9611

市役所本庁舎の建設場所について

令和 3 年 1 0 月 総務部総務グループ

これまでの経緯 1

R 2. 4 **新しい津波浸水想定を発表（内閣府）**

現計画で進められるのか検討

R 3. 7 **新しい津波浸水想定を発表（北海道）**

現庁舎敷地では、災害対応が難しい！

高台に移転

これまでの経緯 2

令和3年 連合町内会及び関係団体意見交換会



浸水区域は除外してほしい



幌別地区に防災拠点がないのであれば、幌別地区に建設すべき



まちの真ん中に大きな建物があればみんなそこに避難できる。

幌別地区の中心で高台である陸上競技場がいい



高台移転は反対。まちづくりをどう考えているのか。



これまでの経緯 3

防災拠点の存在

災害からの安全性

まちの中心性


利便性

幌別地区に建設

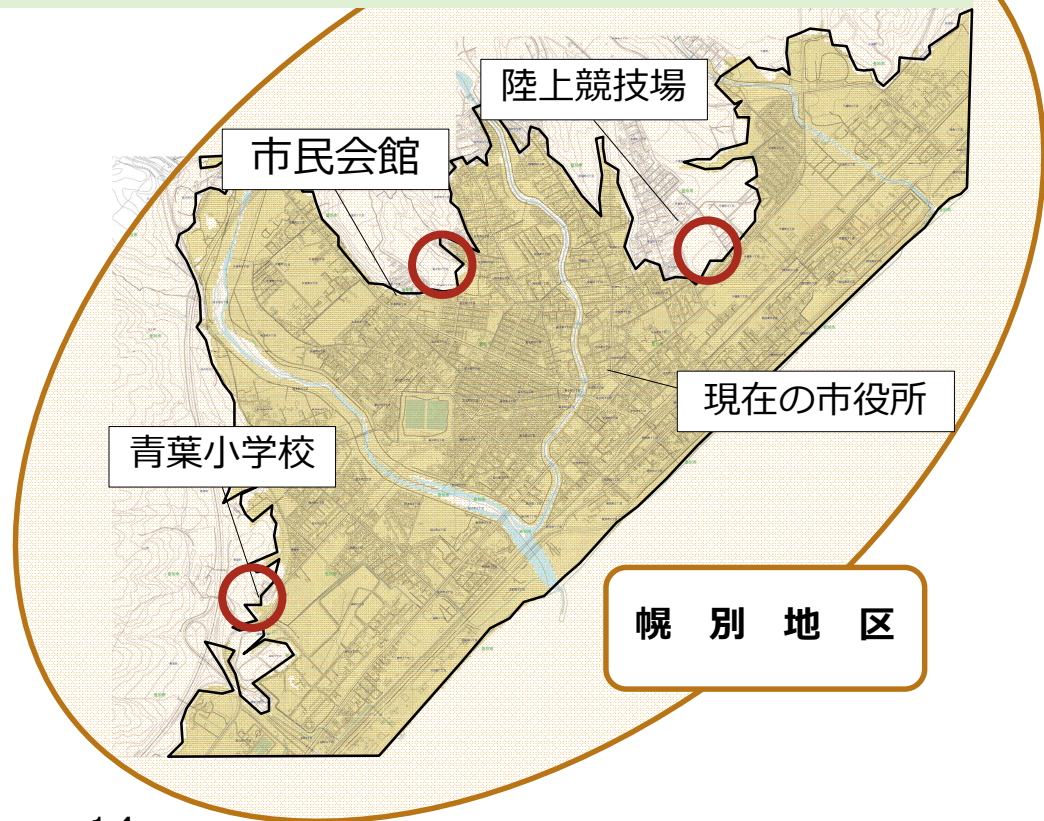


幌別地区のどこにするか 1

津波浸水域外

・・・津波浸水域

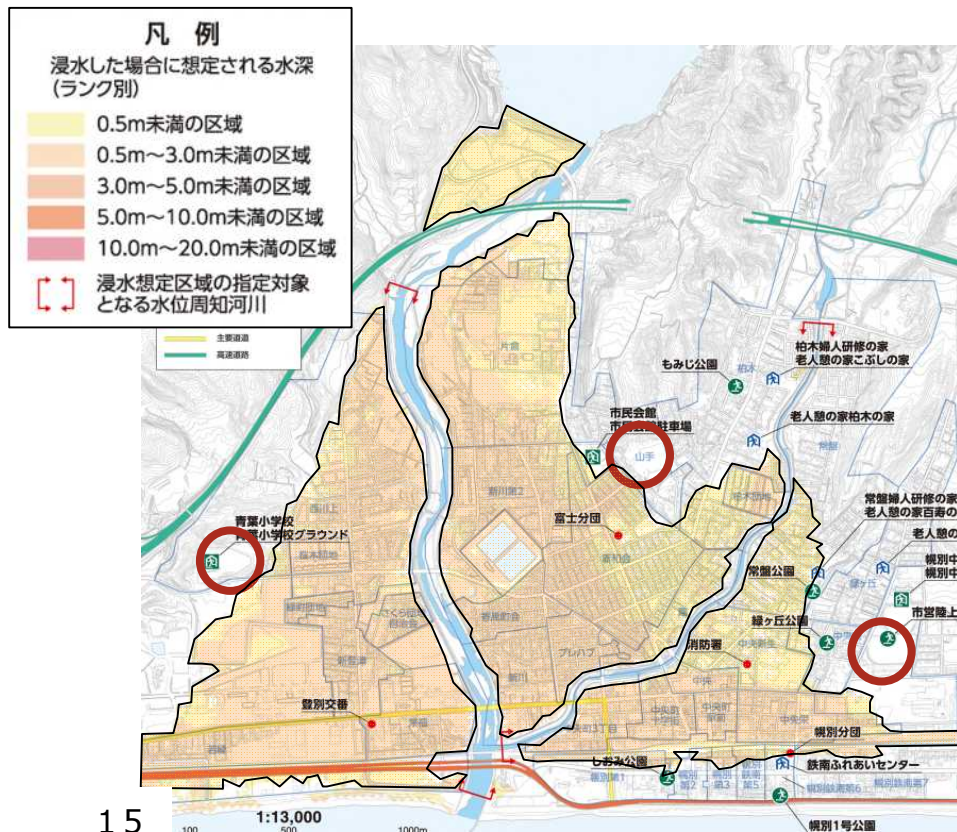
R 3. 7 北海道公表の浸水想定図



幌別地区のどこにするか 2

洪水からの安全性

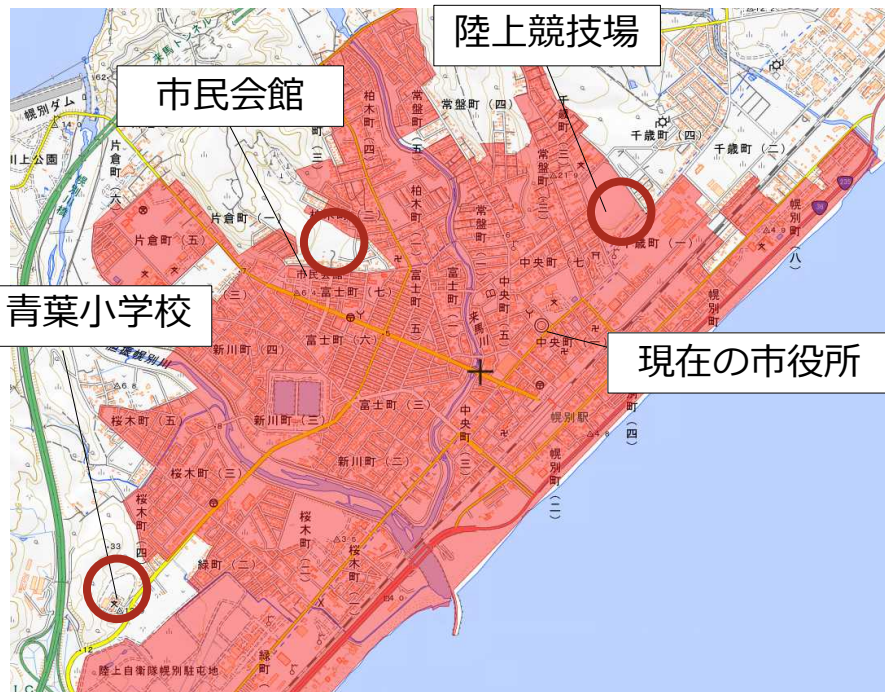
幌別川、来馬川洪水浸水想定区域図
(想定最大規模 1000年に1度)



幌別地区のどこにするか 3

まちの中心性

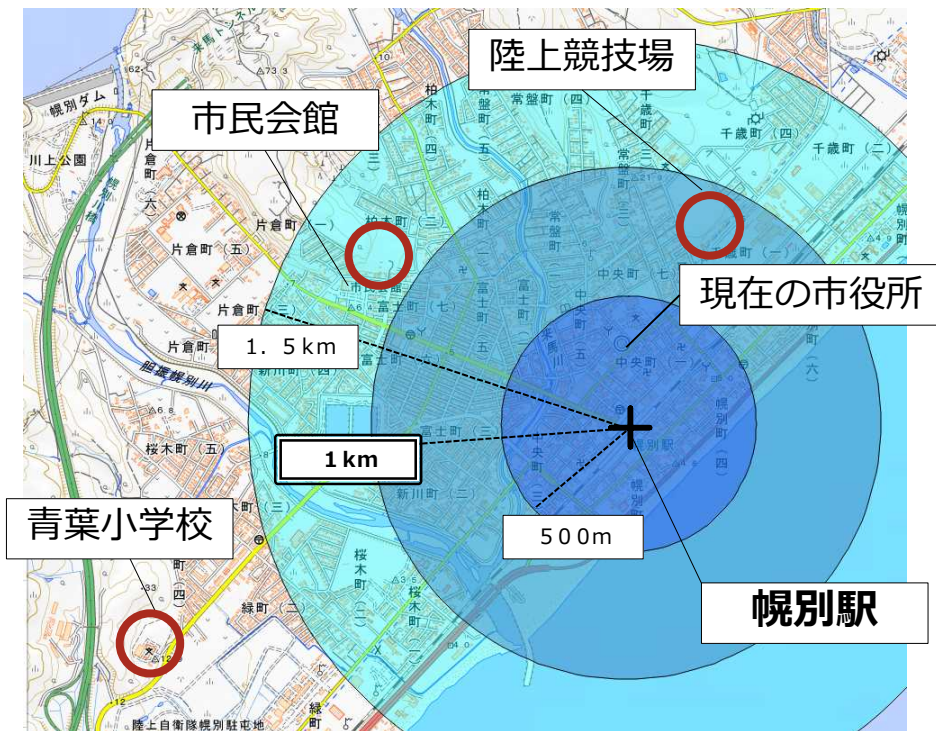
人口集中地区の指標である
D I D地区※を参照



幌別地区のどこにするか 4

交通の利便性

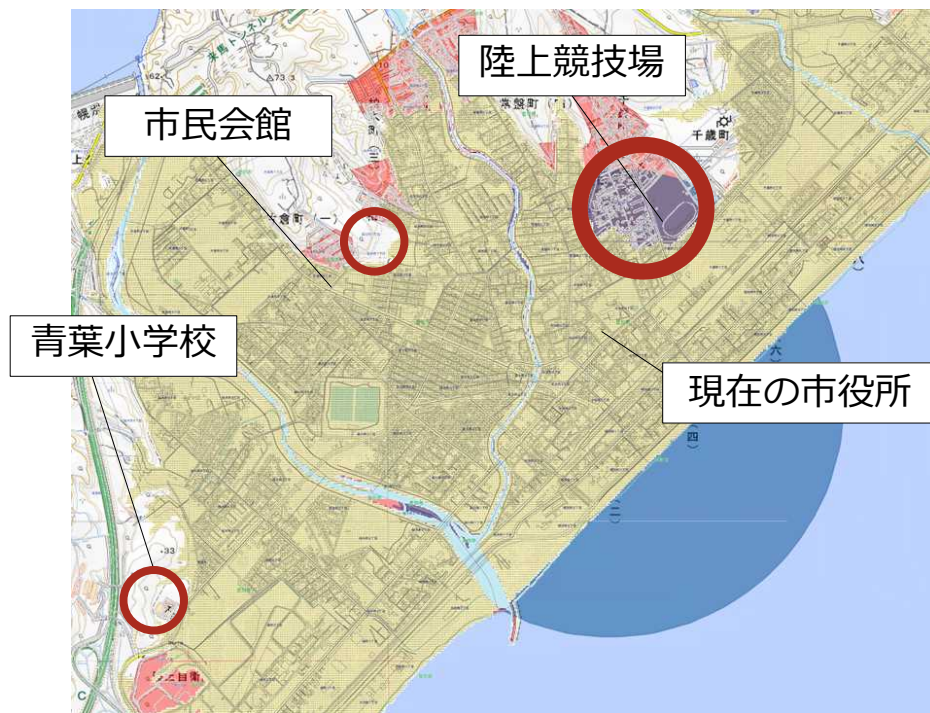
幌別駅からの距離が半径
1 km以内 (徒歩約15分以内)



幌別地区のどこにするか 5

条件を結合

- ・ 津波浸水域外
- ・ 洪水浸水想定域外
- ・ D I D 地区内
- ・ 幌別駅から 1 k m 以内



幌別地区のどこにするか 6



**陸上競技場敷地で建設を
進めたいと考えています。**

今後について

建設する建物の方向性の決定

将来の幌別地区のまちづくり（経済、災害対策、交通対策など）

現庁舎敷地の跡地利用

登別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に
恵まれた登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めて
よりよいまちをつくることに努めます

一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう

一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と
太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくり
ましょう

一 未来をつくる青少年の 健全な夢の育つ
まちをつくりましょう

一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化
のかおり高いまちをつくりましょう